

◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2002.2.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市基幹型在宅介護支援センター

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉協議会内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第14号

ケアマネージャーに期待されるもの

北海道大学大学院法学研究科 助教授 倉田 聡

ケアマネージャー(以下「ケアマネ」という)は、周知のように、介護保険制度のかなめともいべき存在である。しかし、その業務の本質論には、いまだ決定的なものが存在しない。これは、介護保険制度そのものが未成熟であることに起因している。

その一方で、現行の制度がケアマネ業務に従事できる職種を広く認めていることから、ケアマネ業務を特定の職能に引きつけて論じるべきではないという雰囲気も強く感じられるようになってきた。むしろ、この点については、さまざまな職種がそれぞれの特性を活かした業務展開をすべきであるという考え方が広く浸透している。

そのため、ケアマネ業務に関しては、既存の職種ないし職能に属しない、まったく別個の新しい職能であるという見解が有力に主張されている。

しかし、ケアマネ業務は、これを高齢者福祉の従来施策に連続するものとしてみれば、明らかにソーシャルワークとして実施されていた福祉事務所や在宅介護支援センターの相談援助業務に由来している。実際に、現場のケアマネ業務は、そのすべてではないにせよ、その一部は確実に引き受けているはずである。したがって、ケアマネ業務の本質は、ソーシャルワーク理論を抜きには語れない。ケアマネ業務に用いられる技法や視点に新しいものがあることは否定できないが、ケアマネ業務を従前施策と完全に断絶したものと説明することは、現場に無用の混乱を招くおそれがあると考えられる。

さて、ケアマネ業務の中心は、いうまでもなく、ケアプランの作成である。しかし、それにとどまるものではないということはすでに共通の了解事項となっている。ケアプランが本当に現実のものとなっているかどうか

という点や、要介護者のニーズに変化が生じていないかという点にも常に気を配っておかねばならないからである。

周知のように、介護保険制度では、要介護者と施設・事業者の間で締結される介護供給契約がサービス供給の法的な根拠になる。契約の当事者は、あくまでも要介護者本人であり、ケアマネではない。ケアプランの作成は、契約が締結されるに至るまでの「橋渡し」ととどまり、当事者である要介護者の契約意思を代行することはできない。意思の代行が必要な場合には、成年後見人が必要となる。

ケアプランの作成にあたるケアマネは、要介護者を支援する立場にある。しかし、もっぱら本人の利益のみを代弁すべきかといえば、必ずしもそうではない。現場では、質量ともに不十分な社会資源の適正配分という観点、地域や家族との関係調整という観点をふまえた総合的な判断が常に求められているからである。

確かに、ひとつひとつの介護サービスは、要介護者の心とからだを支えるために供給されている。しかし、要介護者の「生活」は、地域や家族(場合によっては、同じサービス利用している他の要介護者)といった集団との社会的関係を抜きには存在しえない。この点を専門職として適切にコーディネートし、「どのように生きるか」という点の見通しを要介護者に示唆できるかどうかケアマネには求められているのである。

ケアマネが支援するのは、要介護者の心とからだだけではなく、その心身の状態、現状で利用可能な介護サービスの量や質という「現実」に左右された「なまみの」生活そのものである。「いま」を生きる要介護者に必要なことから「生活者」として前向きに考えることこそが、現場のケアマネに最も期待されているのである。

札幌市からの情報提供

新しい年を迎え介護保険制度がスタートしてから、あと2カ月余で2年が経とうとしています。介護支援専門員が業務を行ううえで、どんな課題が持ち越されたのでしょうか。

厚生労働省は、居宅介護支援の報酬について、平成13年7～8月に行った「居宅介護支援事業と介護支援専門員業務の実態に関する調査」結果を基に現在検討をしています。検討の視点として、①担当利用者数をどう考えるか。(専従・兼務の業務形態をどう考えるか、業務を適切に行え標準的な利用者数はどの位か。)②報酬単価の設定の仕方をどうするか。(包括・一律の単価とするのか。業務内容や事業所の体制に応じ、出来高的な評価を導入した単価とするか。質の向上に資する評価はどうあるべきか。地域区分に応じた単価を設定することについてどう考えるか。)を上げています。

また、介護支援専門員の地域における支援体制を強化するため、新たな事業として、基幹型在宅介護支援センター等に、関係機関との連絡調整や指導助言等を行

うケアマネジメントリーダーを設置することを計画しております。

札幌市が、平成13年11月に実施した「サービス事業者調査(居宅介護支援事業者)」の暫定集計によると、居宅サービス計画を利用者全員について作成している事業所は68.2%、サービス担当者会議を開催した事業所は68.7%という結果で、平成12年度に比べるとどちらも高くなっております。さらに、事業所の研修状況については、内部研修をしているのは約6割、外部研修に職員を参加させているのは約9割という結果で、事業者や介護支援専門員の皆様が、忙しい中にも適正なサービスを提供するために努力をされている状況がうかがえます。しかし、介護報酬が見直されると、利用者から居宅介護支援についてのサービスの質がますます求められることになるでしょう。

札幌市においても、サービスの質の確保と向上を図るため、研修のあり方や介護支援専門員への地域での支援策を検討しています。



第4回介護支援専門員実務研修受講試験合格者は、1,568人でした。

試験内容は、回を重ねると難しくなっている様で、合格率は34.0%でした。今年度の実務研修は、1月8日から8回開催されます。札幌市内の介護支援専門員は、

今回の合格者が実務研修を修了すると約4,530人となります。

札幌市は、今年度の実務研修修了者等に対して、札幌市における介護保険情報、保険外情報等を知っていただくために「新任研修」を行います。

札幌市介護支援専門員新任研修

日 時：平成14年2月24日(日)、25日(月) 10～16時 いずれか1日を選択

場 所：札幌市医師会館大ホール(5階)

内 容：講義「介護支援専門員の役割について」

北海道大学医学部付属病院総合診療部教授 前沢 政次 氏

講義「ケアマネジメントについて」

札幌市保健福祉部介護保険課ケアマネジメント担当係長 佐々木 ひろみ氏

札幌厚別訪問看護ステーション所長 斉藤 潤子氏

対象者：平成13年度実務研修修了者又は予定者

問い合わせ先：札幌市基幹型在宅介護支援センター(電話 612-6110)

住宅改修について

要介護者または要支援者が在宅生活を営むうえで、住環境は非常に大切なものです。

介護保険の住宅改修について理解を深め、被保険者が上手に在宅生活を続けるための支援をお願いいたします。

1 介護保険の住宅改修

「介護保険の住宅改修費の支給」とは、在宅の要介護者・要支援者が現に居住している（住民票のある）住居において小規模な住宅改修工事をしたときに、その工事費用（限度額20万円）の9割相当額が申請により払い戻される制度です。

※工事着工時点で要介護認定を受けている必要があります。

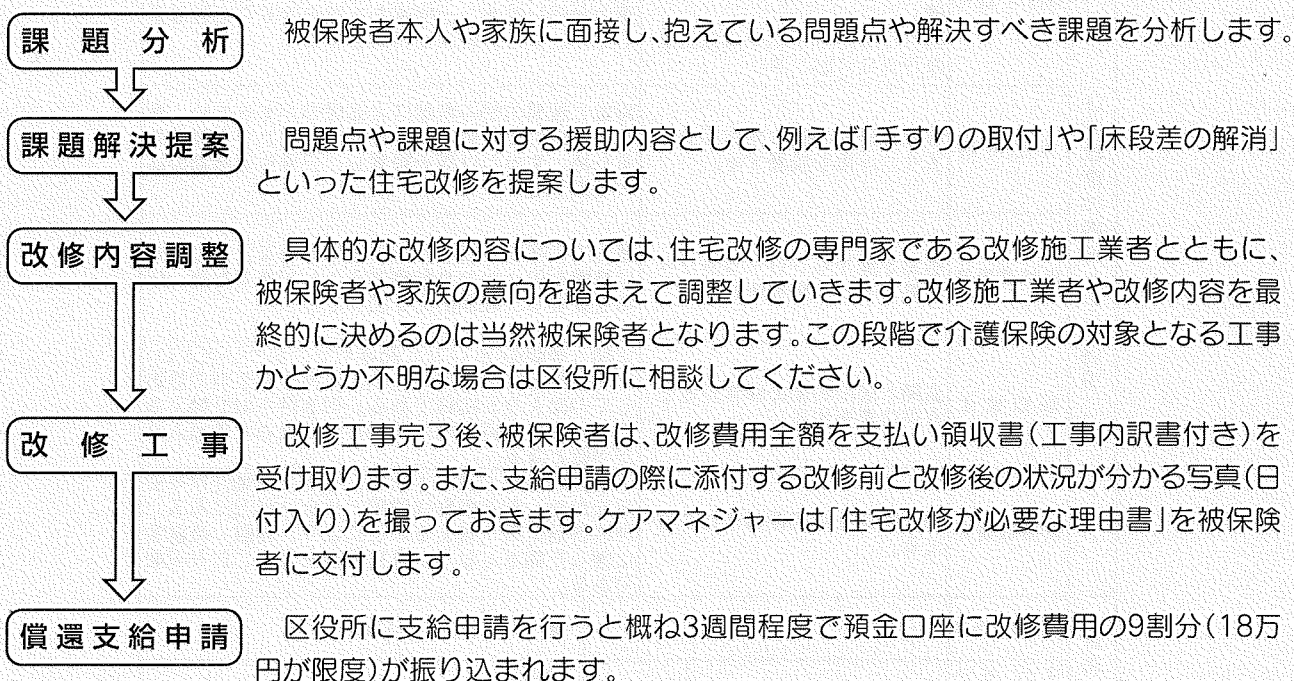
※在宅生活者が対象となります（施設退所予定者は区役所へ相談ください）。

※介護保険上の住所（住民票のある住居）が対象となります。

※新築や新たに居室を設けるなどの増築は対象となりません。

※支給対象となる工事内容が定められています（3のとおり）。

2 住宅改修費支給申請までの流れ



3 支給対象となる住宅改修の内容

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸などへの扉の取替え
- (5) 洋式便器などへの便器の取替え
- (6) その他上記の改修に付帯して必要となる改修

※住宅改修費の支給は工事を伴うものが対象となりますので、しっかりと固定することが必要であり、単に用具を置くだけの場合は支給対象とはなりません。

4 申請に必要な書類等

- (1) 介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書
- (2) 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーが作成したもの)
- (3) 領収書(原本)
- (4) 工事内訳書および図面等(工事を行った箇所、内容、規模や材料費、施工費、諸経費が区分して記載されたもの)
- (5) 改修前と改修後の状況がわかる写真(撮影日の入ったもの)
- (6) 住宅所有者の承諾書(被保険者と住宅所有者が異なる場合のみ必要)
- (7) 介護保険被保険者証
- (8) 預金通帳など被保険者本人の預金口座が確認できるもの(郵便局には振り込みができませんので、ご注意ください。)

理由書の記載例

※この記載例は、各項目についての記載例であり同一人物の事例を記載しているものではありません。

介護保険 住宅改修を必要とする理由書

改修種類	改修箇所・内容	必要な理由・状況等
手すり取付	玄関から居室までの廊下に、高さ80cm、長さ3mで上部平たん型の手すりを両壁面に設置。 取付けに伴う下地の補強工事及びクロス貼工事。	右上下肢に麻痺があり、歩行が不安定な状態で、転倒の危険がある。 握力が弱いため、上部平たん型の手すりを設置することにより、転倒が予防できる。
段差解消	寝室と居間の間の敷居部分にすりつけ板を設置する。	寝室と居間の間の敷居による段差があるため、車椅子を自力で駆動して、移動することが困難であるため、すりつけ板を設置し、日常生活活動の拡大を図りたい。
床材変更等	居室を畳からフローリングへ変更する。(板製床材)	室内での移動手段は歩行支援車であり、畳の段差に車輪が引っかかり転倒することがあるため、床材を変更し、転倒防止を図りたい。
扉取替え	玄関と居間の間の開き戸を引き戸に変更する。	玄関と居間の出入口は、開き戸で、かつ、出入口の有効幅が60cmと狭いため、車椅子を自力で駆動しての出入りが困難である。引き戸へ取り替えることにより、有効幅が70cmとなり自力での出入りが可能となる。
便器取替え	和式便器を洋式便器に取り替える。	下肢の筋力が半減しており、しゃがみ動作が不安定なため、和式便器は使用できない状況にある。洋式便器に取り替えることにより、当該、高齢者に適した高さとなり、負担軽減を図ることが可能である。
被保険者	被保険者番号	着工(予定)日 平成 年 月 日
	フリガナ 氏名	生年月日 明治 大正 昭和 性別 男女
わたしは、上記被保険者について、本書のとおり必要な住宅改修であると認めます。		
介護支援事業所名称 _____ 電話番号 _____ 介護支援専門員氏名 _____		

北海道ケアマネ連協設立に向けて

札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 岩見 太市

札幌市のケアマネ連協が設立されて早くも2年半が経過します。設立の趣旨は、介護保険が制度化される前からケアマネの連携、情報交換、学習会などによるケアマネ自身の質の向上によって、市民に利用しやすい介護保険制度にするための一助を担うことが求められていたからに他ありません。

介護保険制度がスタートして間もなく2年が経過し、国では既に3年後の見直し作業に着手していますが、私たちケアマネも無関心ではられない筈です。

その間道内には45の地域で連絡協議会が設立され、それぞれの活動を展開していますが、現状では互いに単独組織としての活動で、残念ながら地域を超えたヨコの連携はありません。

平成13年3月現在居宅介護支援事業所に勤めているケアマネは1,594人になっていますが、それぞれが利用者主体のケアプラン作成に悩み、苦しみながら日々の仕事に従事されておられることと思います。

そのような背景もあって、昨年来北海道社会福祉協議会が中心になって全道のケアマネが大同団結した連絡協議会を結成しようとする動きが出てきました。第1期の介護支援専門員指導者10名が準備会の中心になり、北海道介護支援専門員支援会議、北海道庁も交えて準備会前段階の議論を進めてきましたが、ほぼ骨格がまとまり新年度の結成に向けて動き始めました。

基本的な考えは次の通りです。

1. 会員は市町村で結成されている連絡組織を主体にし、連絡組織に所属しない介護支援専門員は準会員とする。他に本会の趣旨に賛同する団体、企業、個人を賛助会員とする。
2. 組織は運営委員会形式をとり、第3次保健医療福祉圏(6圏域)及び関係団体などより10名を選出して構成する。
3. 主たる事業としてはケアマネの質の向上による利用者支援の向上、地区連絡組織活動の強化と組織化の支援、北海道介護支援専門員支援会議や在宅介護支援センターなどの関係機関との連携の促進、を推進項目とする。
4. 事業内容としては ①会員の交流研修会 ②ケアマネリーダー養成研修会の開催 ③ケアプラン作成技術の向上のための研修会などを計画する。

以上の基本的な考えを中心として、現在準備会開催に向けた原案づくりを行っています。

札幌市介護支援専門員連協も今年は設立3年目という節目を迎えることになり、その活動のあり方についても再考すべき時期に来ているのではないかと思います。

札幌市民が安心して老いることができ、要介護状態になっても安心して生活することができる地域にするために、私たちケアマネが市民主体になって活動できるような「まち」にするための一助を担いたいと思いますが、今後は北海道の各地域のケアマネとも連携を深めて情報交換や専門技術の習得などにより互いの質の向上に努めたいものです。

市に広げようケアマネの輪 ③

「これまで、そして、これから」

中央区支部会員 居宅介護支援事業所ほくやく 菅原 加代子

2001年最後の連絡協議会の後、中央区支部長から、「ケアマネとして日頃感じている事を書いてほしい」と原稿依頼があった。なぜ、私に？という気持ちが先に立ち、何も書くことができないまま日々は過ぎていった。まさに今日は、原稿締切当日。真っ白な原稿用紙を前に、すでに頭の中は、今日の天気のように荒れ模様となっている。とりあえず、今回このような機会を与えていただいたので、自分のケアマネジャーとしての2年間を振り返ってみようと思う。

ケアマネジャーを始めて、今まで出来なかった事が出来るようになった。

①『車の運転』ひと月に1、2回しか運転しないペーパードライバーが、ひと月300～400キロも走るようになるとは、誰が想像出来ただろう。

②『パソコン操作』ナース時代にもワープロ入力ぐらいは出来た。今では手書きよりも確実で、迅速な機械に感謝。このような原稿までパソコンで書くことが出来る驚き。

③『初対面の人と話をする』私を知る人は、そんなことはない、と言うかもしれない。しかし、自分では苦手だった。仲間とのおしゃべりは今も昔も得意分野である。

ところが、今までかろうじて出来ていたのに出来なくな

った事もある。

①『平日のドライブ』専業主婦の時はよく家族で遊びに行った。今は仕事で、ドライブ(業務中なので利用者宅訪問という)をしている。

②『ネットサーフィン』IT時代になり、インターネットは日々の生活に便利なものである。遊ぶ時間は無くなったが、「WAMNET」など仕事上の検索は、日課のようにになっている。ご利用者のためになる情報は、いち早く仕入れなければと、日々思う。

③『旧友と会う』この仕事を始めると同時に、旧友たちは気を使って、連絡してこない。年に1度の年賀状程度のつきあいになってしまっている。時間や心にゆとりのある生活をしていきたい。自分も悪いが、さびしく感じる。

④『家事』もともと出来る主婦ではないが、ますます出来なくなっている。今、我が家の平日は、「主夫」ががんばっている。家族に、感謝。

初心に戻っていろいろと考えてみたが、ケアマネジャーになりたての頃に出会った、心の師の言葉は、今でも名刺交換をするたびに思い出す。いつまでも忘れないでいたい言葉である。「名刺はその人の顔なのだから、自分のカラーを出すべきなんだ」と。カラフルな名刺をもらい、白黒の名刺を差し出した後のその言葉。とても恥ずかしかった。会社が作ってくれる2色刷(ここは進歩した)の名刺は、自分のカラーではない。しかし、渡してもすぐに折り曲げられてしまったり、捨てられてしまったりしないように、心を込めて差し出している。また、いただくときも、相手の顔を汚さないように注意している。今でも、一番緊張する瞬間である。

様々な事を振り返ってみたが、自己評価に値するものではない。反省ばかりの、2年間だったと思う。これからは、スーパーケアマネをめざして、がんばれるか? いや、がんばろう!!

◀◀◀ 介護支援専門員に関する調査結果概要について ▶▶▶

札幌市介護支援専門員連絡協議会 代表幹事 工藤 博

1. はじめに

本調査は、現状での介護支援専門員の業務実態と合わせて昨今、その必要性が叫ばれている自己評価基準づくりの基礎情報の収集を目的としたもので、2001年8月30日～2001年9月30日の期間において、調査票の配付と回収を無記名の郵送回答により実施した。調査対象者は、札幌市内の居宅介護支援事業所に在籍する介護支援専門員747名(2001年5月10日指定分)である。

2. 集計

回収率は、386人の51.67%、回答者の基礎資格は別紙の通りである。

3. 考察と課題(詳細は、後日の報告書による)

1) 担当者数と業務

担当者数50人という数が、介護支援サービスの量・質との関係で登場したことを前提とし、担当者数と介護支援サービス過程との関係性を探ってみた。特に、①担当者会議の開催 ②研修会への参加態様等「事務所を長時間にわたって不在とする業務」との関係でみてみた。結果としては、会議開催・研修会参加の態様は「担当者数の多少」によるものではなく、「兼務のあり方」「業務領域の不明確さ」等によるものと考えた。

2) 介護支援サービスについて

現状での介護支援サービス業務での優先順位が、第1位相談援助、第2位アセスメント・ケアプラン、第3位給付管理、第4位モニタリング、第5位担当者会議で、理想の優先順位

が、第1位相談援助、第2位アセスメント・ケアプラン、第3位担当者会議、第4位モニタリング、第5位給付管理として上げられた。

相談援助は、現実・理想でもそれぞれ67%、81%と高い数値が示されているが、給付管理と担当者会議はその順位が入れ替わっている。前者では、ケアマネジメタ技法でのエントリーとしての相談援助の重要性を認識していることと、後者では、担当者会議の必要性を理解はしているが、時間がうまくとれない実態を示している。

ただ、相談援助は、その必要性を認識しながらも、兼務や時間がない、相談・面接技術が不十分として、十分な対応がとれないと回答している。

3) 基本姿勢について

介護支援専門員に求められる基本姿勢として、利用者主体から地域住民の啓蒙活動までの13項目の中から優先順位をきいてみたが、第1位が利用者主体で51%、第13位の最下位として上げられたのが、地域住民の啓蒙活動であった。また、社会資源の開発、関係機関との連携も下位に位置づけられている。このことが、対社会的機能への認知度が低いのか、現にある保険給付サービスで足りえている状況なのか、本調査では知りえることができないが、現状では、介護支援サービスが、フォーマルサービス・インフォーマルサービスを統合した社会資源を調整する機能を発揮できていないと言える。

次に、中立性を母体サービス事業の過度な提供、所謂「困

い込み」についてみてみた。

ケアプラン上、50%以上の母体サービスを提供していると回答した人は全体の60%以上をしめているが、囲い込みの議論は、サービス事業情報の把握、サービスの評価、利用者の情報提供の側面からも検討を要するもので、数値のみで判断ができるものではないと考える。大切なことは、介護支援専門員が要介護者等にそのサービスを進める上での判断材料の可否であり、介護支援専門員が良とする判断根拠を示すことである。

4) 自己評価と自己評価基準づくりの必要性について

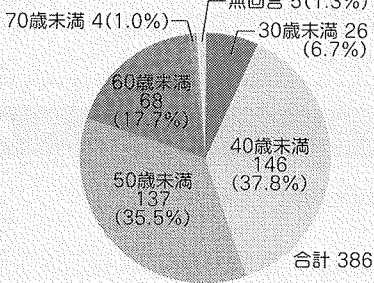
本調査から専門職として成熟していないだろうケアマネジャー個人として、業務範囲を中心とした自己評価の必要性が考察できる。なぜならば、記述回答にある兼務の問題、本来業務の問題、報酬対価の問題等、その背景に何を基準に多忙感・低廉感を意識化させられ、名称からも「マネジメント」業務、「トータル業務」との誤解感が制度発足2年を行わずに自然発生的に芽生え、兼務でなければいけない暗黙の了解があったからと推測してしまう。「利用者の財産

管理」に関する質問では、30%が「特にしていなく」、「制度活用している」と回答したものが24%に及んでいることは、これらの業務が、果たしてケアマネ業務として位置づけるべきものなのか、迷っていることが読みとれる。また、日頃の介護支援業務での相談援助が現実でも理想でも他を圧倒していることを考えると、ケアマネとして取り扱う相談は、「どのような内容で」、「どんな対象者と」、「どのような技術をもとに」、「どこまで」行つのが妥当なのか明確化していないのに、やはり相談受理しなければならない要介護者等の環境やケアマネとしての倫理が働く故、優先順位が強くなっているのであろう。相談を受理すると、たとえケアマネ業務でない内容にしる紹介や代行、情報提供等々といった介入業務が生じるものと考ええる。

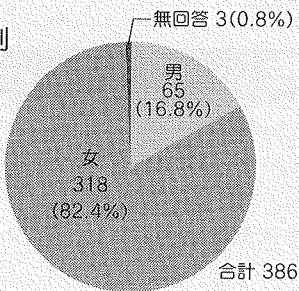
自己評価の目的は、本来「問題解決」にある。業務領域等の日常業務の問題が、「いつ」「どこが」「誰が」「どのように」「解決するか」明示されていない状況を考えると、本考察を通し、それらの打開策のひとつとしても新たな「業務範囲」を中心とした自己評価基準づくりの必要性を感じる。

回答者の基本的属性

① 年齢



② 性別



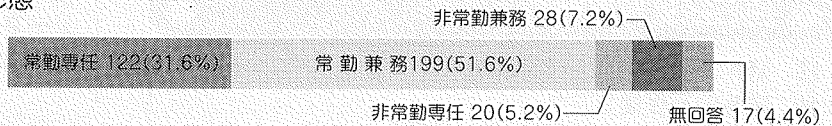
③ 基礎資格

	医師	薬剤師	保健婦	助産婦	看護婦	准看護婦	理学療法士	作業療法士
実数	4	2	39	5	175	16	2	6
%	1.0	0.5	10.1	1.3	45.3	4.1	0.5	1.6
	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	社会福祉主事	歯科衛生士	栄養士	はり師	きゆう師
実数	29	71	2	64	14	5	1	1
%	7.5	18.4	0.5	16.6	3.6	1.3	0.3	0.3
	柔道整復師	歯科医師	機能訓練士	義肢装具士	言語聴覚士	あんまマッサージ師	その他	無回答
実数	1	0	0	0	0	0	15	3
%	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	0.8

④ 勤務先設置主体



⑤ 勤務形態



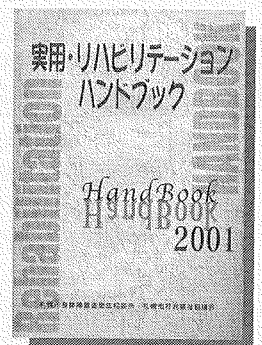
保健・医療・福祉情報満載!

「実用・リハビリテーションハンドブック2001」

札幌市身体障害者更正相談所・札幌市社会福祉協議会は、全ての人の地域生活をできる限り支援していく視点から、「実用・リハビリテーションハンドブック2001」を10月に作成いたしました。

このハンドブックは、各種手帳制度、在宅福祉サービス、介護保険制度、福祉用具の公的制度、医療支援・保健サービス、経済支援、就労支援、移動支援、社会参加への支援、自立生活マニュアル、学生ボランティア、教育支援、住宅支援、施設入所、各種障害程度等級表などを掲載しております。

なお、ハンドブックは、市政情報センター（札幌市役所2階南側 電話 211-2132）において、1,000円にて販売しておりますので、介護支援専門員の必読の1冊としてお買い求めください。



掲示板コーナー

日時の末尾に(※)が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

中央区支部定例会

日時▶2月18日(月)18時30分～(※)
会場▶札幌市社会福祉総合センター
テーマ▶介護保険最新情報
講師▶札幌市保健福祉局介護保険課
ケアマネジメント担当係長 佐々木 ひろみ氏
※終了後、交流会
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター
☎281-6113

北区支部定例会

日時▶①2月20日(水)18時30分～(※)
②3月20日(水)18時30分～(※)
会場▶北区民センター
テーマ▶①・②とも研修会
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター
☎757-6113

東区支部定例会

日時▶3月20日(水)18時30分～(※)
会場▶東区民センター
テーマ▶介護保険制度の現状について
講師▶札幌市保健福祉局介護保険課
ケアマネジメント担当係長 佐々木 ひろみ氏
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター
☎741-6401

白石区支部定例会

日時▶2月12日(火)18時30分～
会場▶白石保健センター
テーマ▶カンファレンスの仕方を学ぼう
講師▶未定
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター
☎861-6116

厚別区支部定例会

日時▶①2月12日(火)18時～
②3月12日(火)18時～
会場▶厚別区民センター
テーマ▶①今年度の反省と来年度の計画について
②未定
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター
☎895-6101

豊平区支部定例会

日時▶①2月19日(火)18時30分～(※)
②3月19日(火)18時30分～(※)
会場▶豊平区民センター
テーマ▶①福祉コミュニケーションシステムって何?
②義肢・装具のあいうえお
講師▶①NTT東日本 加藤 修一氏
②野坂義肢製作所
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター
☎815-6108

清田区支部定例会

日時▶3月20日(水)18時30分～(※)
会場▶清田総合庁舎大会議室
テーマ▶連携ハンドブックの解説(調査結果から)他
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター
☎885-6109

南区支部定例会

日時▶2月13日(水)18時30分～(※)
会場▶南区民センター
テーマ▶事例検討と学習会
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター
☎582-6104

西区支部定例会

日時▶3月19日(火)18時30分～(※)
会場▶西区民センター
テーマ▶居宅介護支援事業所の実地指導について
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター
☎614-6105

手稲区支部定例会

日時▶2月13日(水)18時30分～(※)
会場▶手稲区民センター
テーマ▶介護支援専門員という役割と職業
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター
☎695-6113

編集後記

☆1ヶ月遅れのあけましておめでとう
ございます。今年もよろしくお願いた
します。

今年は貴方にとってどんな1年になるのでしょうか。楽しみ、楽しみ。
☆今年度の介護支援専門員合格者、全道で1,568人、札幌市で498人との
こと。おめでとうございます。さて、この中で何人の方がケアマネ業務
をされるのでしょうか。人のことはいえませんが。
☆札幌市の介護支援専門員新任研修が、2月24日、25日、札幌市医師会館
で開催されます。今年度合格した方、参加してくださいね。
☆本誌や本会に対するご意見やご要望などがありましたら、遠慮なくフ
ァックスなどでお寄せください。今まで、1度も寄せられたことがありま
せん。みんなの会なのですから、盛り上げて参りましょう。おっ！。

(志朗)